令和8年度　新宿区育児休業復帰支援事業に係る
交通費・利用者負担額助成について（ご案内）

新宿区では、育児休業復帰支援事業のご利用にあたり、以下の助成制度を設けております。

1　助成制度

（1）交通費助成

本事業によりベビーシッターがお宅に伺う際の交通費について、**月額20,000円を上限**に助成する制度

※　交通費が20,000円を超える場合、その超過分は自己負担となります。
※　交通費が20,000円未満の場合は、実際に支払った額が助成額となります。

（2）利用者負担額助成

課税世帯の児童の助成券利用時にかかる利用者負担額（1時間当たり150円）について、**月額33,000円を上限**に助成する制度

※　利用者負担額が33,000円を超える場合、その超過分は自己負担となります。
※　利用者負担額が33,000円未満の場合は、実際に支払った額が助成額となります。

2　助成対象者（以下の要件をいずれも満たす方）

①　利用月の初日に新宿区に居住し、住民登録があること。
②　他の保育園、子ども園、地域型保育事業、認証保育所等を利用せずに育児休業復帰支援事業を利用している（した）こと。

3　申請方法

新宿区から送付する申請書に記入のうえ、以下の必要書類を添付して区に持参又は郵送してください。なお、申請書は新宿区ホームページからもダウンロードできます。

【必要書類】
- □　**ベビーシッター事業者が発行した領収証等（事業者が発行するもの）**
- □　**預金通帳またはキャッシュカードの写し（口座番号が確認できるもの）**

4　申請書の提出期限

申請回	利用期間	提出期限
第1回	令和8年4月～令和8年7月ご利用分	**令和8年9月4日（金）【必着】**
第2回	令和8年8月～令和8年11月ご利用分	**令和9年1月8日（金）【必着】**
第3回	令和8年12月～令和9年3月ご利用分	**令和9年5月6日（木）【必着】**

※ 必要事項が全て記入され、必要書類が添付された申請書が、保育課運営係に到達している必要があります。上記期限までに受領した分について、当月中に交付の可否をお知らせします。

5　助成金の交付時期について

上記に定める期限までに受領した分について、下表に定める支払日までに申請者が指定した口座に振り込みます。

	第1回	第2回	第3回
支払日	令和8年10月末日まで	令和9年2月末日まで	令和9年5月末日まで

【 申請書提出先・問い合わせ先 】
〒160-8484　東京都新宿区歌舞伎町1－4－1（本庁舎2階14番窓口）
「新宿区子ども家庭部保育課運営係　宛」　☎：03-5273-4525（直通）